

令和4年度 第1回四街道市指定管理者選定評価委員会
(スポーツ・都市施設等合議体) 会議概要

開催日時	令和4年7月26日(火) 13:00～16:45
開催場所	四街道市役所 分館2階 入札室
出席委員	櫻井委員(会長)、伊東委員(副会長)、祁答院委員
欠席委員	大江委員、原委員
事務局	契約課: 只野課長、黒川課長補佐、田中係長、橋本主事
説明者	スポーツ青少年課: 田中課長、伊藤係長、石渡主査補 都市計画課: 白鳥課長、新木係長、平地主事 土木課: 君塚課長、渡辺課長補佐、斑目係長 四街道市地域振興財団職員 5人
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問
- 4 市長あいさつ
- 5 議事録署名人の選出(伊東委員、祁答院委員を選出)
- 6 議題
令和3年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価
①四街道市温水プール
②四街道市都市公園
③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場
- 7 答申(指定管理者評価結果通知書を添付)
- 8 その他
- 9 閉会

議題 令和3年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価

①四街道市温水プール

スポーツ青少年課:(資料説明)

祁答院委員:現在の1時間あたりの利用者人数の制限はどういった判断に基づいているのか。また、なぜ利用可能な者が市民限定なのか。

スポーツ青少年課:新型コロナウイルス感染症の感染対策の一環で、現在は市民のみ利用可能とし、利用人数を30人に制限している。更衣室が狭く、密接・密

集のおそれがあるのが理由。他の自治体でもプールでクラスターが発生したという話があり、制限をせざるをえない状況の中で規定を設けることとした。市の施設であること、また他の自治体から人が来ると感染拡大につながるおそれがあることから、利用者は市民限定にしたうえで人数制限をしている。

祁答院委員：近隣自治体のプールは市外の人でも使えるので、四街道の温水プールの利用制限には不満の声が多く、苦情を出した人もいる。30人に制限している利用者の枠が市民で埋まっているなら分かるが、空き枠があるにも関わらず、更衣室が狭いという理由のみでこれまで利用できていた市外の利用者を利用不可にすることには疑問を感じる。施設の収入にも関わってくる問題だと思う。利用可能人数の枠を定めるのであれば、その中で市内の利用者と市外の利用者が何人ずつ利用可能かというのを定めた方が良くと思う。

櫻井会長：それについては、市で方針があるのか。

スポーツ青少年課：公共施設に関しては、それぞれの施設の所管課で方針を出し、市の新型コロナウイルス感染症対策本部で審議して承認する形を取っている。温水プールの制限についてもそこで承認を得ており、現在は段階的に制限を緩和している最中である。

櫻井会長：施設は税金を使っているものなので、優先順位は市民が上だと考える。市民税を払っていない人が利用することについて反対する人もいると思う。市外利用者に開放しないことについて一概に悪いとは言えないと考える。

祁答院委員：温水プールの閉館の時期は判明しているのか。

スポーツ青少年課：クリーンセンターが移転するまで施設は継続予定だが、その時期は明確にはなっていない。

伊東委員：市民のみ利用可能にしている制限について、市の公営プールなので市民最優先だと考える。もし差をつけるとしたら市民と市外の利用者で利用料金に違いを設ける等したら良いのではないかと思います。

櫻井会長：所管課には、その点について検討していただきたい。

29ページについて、質問したい。3. 経費の縮減に対する取り組みの(1)電気料金について、どの程度縮減を図れているのか。

地域振興財団：これまで利用していた電力会社と比較して約10万円程度削減を図れている。

櫻井会長：収支相償は達成したか。

地域振興財団：昨年度まで収支相償は達成できていなかったが、令和3年度決算は収支相償を達成することができた。内部留保で、2トントラック、トラクター、草刈り関係の機器等業務上使用する備品を購入した。今後は市民への還元に向けた催し物などで使用することも考えていきたいと思ってい

る。

櫻井会長：他に意見はあるか。なければ、四街道市温水プールの指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

②四街道市都市公園

都市公園（総合公園体育館等）

スポーツ青少年課：（都市公園のうち総合公園体育館等について、資料説明）

櫻井会長：14ページの市の収入が0なのはなぜなのか。

スポーツ青少年課：施設使用料については、令和元年度から利用料金制度を導入した関係で、指定管理者の収入の部の中にある指定管理施設利用料金収入という項目に移行した形になる。

櫻井会長：16ページの委託先一覧について、千葉グローブシップ株式会社というのは以前から委託先の中にあっただか。

地域振興財団：ビル管理を行っている業者で、千葉ビル代行株式会社との合併でこの社名に変わった。

伊東委員：評価資料3の総合評価にA評価がついているが、訓練以外にドクターヘリが来たというデータはあるか。

地域振興財団：ドクターヘリは多目的運動場が着陸場になっており、消防署がドクターヘリが必要だと判断した際に随時降りてくる。利用者がいる際に降りてくることもあるので、その時の対応は地域振興財団で行っている。

伊東委員：消防車が到着した際に埃が飛ばないように散水する等、安全対策の面で消防署と連携しているのか。

地域振興財団：埃が飛びにくい砂を使っているので散水は行っていないが、緊急車両の入り口への誘導と利用者の退避の誘導は行っている。車両の進入以降の対応については消防署の方をお願いしている。

伊東委員：雨漏り対策は全て完了したのか。

地域振興財団：大雨が降るとメインアリーナ AB間とその奥は雨漏りが発生してしまう。その都度現場を見てブルーシートを敷く等の対応をしている。利用者から苦情があった際には、利用料を減免する、使用中止する等の柔軟な対応を考えているが、今まで事例はない。

伊東委員：今は臨時的な対応だが、将来的には根本的な雨漏り対策をしていただきたいと考える。

スポーツ青少年課：施設の修繕に関しては順次行っている。雨漏りも何度か手を入れているが、臨時的な措置になっている。施設建設から20年以上経過しているので、大がかりな改修が必要ではないかと検討を進めているところである。

櫻井会長：新型コロナウイルス感染症の影響を受けての閉鎖期間はあるか。またそ

の基準等はあるのか。

スポーツ青少年課：新型コロナウイルス感染症対策本部で決定する。基本的には、国からの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の指針に従う。今も感染が増加している状況だが、国の方からそういった指針が出ていないので、市の判断で、感染対策を取りながら継続した使用ができるような形を取っている。

櫻井会長：45ページ(5)に事故及びトラブルに関する報告があるが、所管課で頭を悩ませているトラブルはあるか。

スポーツ青少年課：体育館の空調設備が故障しており、現在修繕を行っているが、熱中症の危険性が高まっているので、早めに解決したいと考えている。

伊東委員：アリーナの空調設備の調子はどうか。

スポーツ青少年課：アリーナにはもともと空調設備はついていないが、サブアリーナやロビーにはあり、そちらも故障している。現在工事を進めているが、まだ完全には直っていない。9月末までを目標に修理中である。

祁答院委員：高温になった日は問題ないのか。

スポーツ青少年課：換気を行ったり扇風機を多く回したり等の対応をしている。今のところ大きなトラブルはないが、熱中症の恐れがあるので、なるべく早く工事を進めたいと考えている。

櫻井会長：他に意見はあるか。なければ、四街道市都市公園の総合公園体育館等に係る指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

続けて、都市公園のうち総合公園体育館等を除いたものについて質疑する。

都市公園（総合公園体育館等を除く）

都市計画課：（都市公園のうち、総合公園体育館等を除いたものについて、資料説明）

祁答院委員：テニスコートを利用する際の料金は市民とそれ以外の者で差はあるのか。また、利用者が市民かどうかの判断はどのように行っているのか。

都市計画課：市外からの利用者は利用料が1.5割増になる。施設を利用する際に事前登録が必要であり、その登録内容で市内在住か市外在住かを把握している。

櫻井会長：施設を閉鎖する基準はあるのか。

都市計画課：国から明確な指針が出たらそれに合わせた対応を取る。そうでない場合は新型コロナウイルス感染症対策本部で新型コロナウイルスの感染状況を総合的に勘案して、総合公園体育館等と足並みを揃えて対応する。昨年度は9月1日～30日を施設休止とした。それよりも前に緊急事態宣言が出た際には20時以降の施設利用は極力中止するようにとの指針があったため、宣言中は野球場のナイターの使用制限をかけていた。

伊 東 委 員：四街道は都市でありながらごみが落ちておらず環境が整っているのが良いところだと思う。所管課や地域振興財団の努力だと感じる。

祁答院委員：公園の草刈りは年に何度行っているのか。

都市計画課：年2回実施している。地域振興財団が対応しきれない部分については指定管理者が独自事業として各自治会に声がけをして、協力いただいた自治会については、自治会が独自の周期で草刈りを行っている。公園の数が多くすべてを同じタイミングで一律にきれいにするのは難しいが、要望をいただいた場所は迅速に対応するようにしている。

祁答院委員：公園に生えている木の落ち葉で側溝が塞がってしまっている場所があり、危険だと感じる。どのように対応しているか。

都市計画課：公園の木が明らかに原因である場合は、道路を管理している関係課と連携しながら対応している。そういった場所があればご連絡いただければと思う。

櫻井会長：他に意見はあるか。なければ、四街道市都市公園の指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場

土 木 課：(資料説明)

祁答院委員：最近、テレワークが終わり仕事に行き始めている人が増えていると感じるが、利用者は増えているのか。

土 木 課：先々月くらいまでだと利用者は増加傾向にあったが、最近は新型コロナウイルス感染症の感染者が増えており、その影響が出ている可能性があるため、今の状況では確実に増えているとは言いがたい。

伊 東 委 員：昔は駅前に自転車が乱雑に置かれていたが、今は整理整頓されてきれいになっているのがとても良いと思う。市民団体や町内会のボランティアの活動の力もあって、非常に良くなっていると感じる。

櫻井会長：17ページ(3)安全管理について、指定管理者が評価Bで施設所管課が評価Aになっている。Aをつけた理由はあるか。

土 木 課：緊急時の対応や安全管理の機器点検等適切に対応していただいたのでAにした。

櫻井会長：39ページの色付き部分について、これは管理人がいないときに起きたトラブルなのか。

地域振興財団：管理人がいない時間でも、設置している電話でのやりとりで利用者と連絡が取れるシステムになっている。表の色がついている部分が管理人が不在だった時間帯のトラブル対応で、年間50件ある。このシステム導入により、緊急時の対応がかなり取りやすくなったと思う。

櫻井会長：トラブルはどうやって把握しているのか。

地域振興財団：券売機のある場所にモニターと電話を設置しており、受話器を取るとモニターで係員とのやりとりができるようになっている。例えば駐車場のゲートが開かないという場合には、係員が遠隔操作でゲートを開けることができる。現在多いトラブルは、二輪自転車の駐車場において、雨の日等に駐車券が湿った状態で認証機に入れて、駐車券が詰まってしまうというものである。

櫻井会長：トラブルを起こしたまま連絡しない人はいるのか。

地域振興財団：その場合は入庫も出庫もできないようになっている。

櫻井会長：そう考えるとこのシステムは良いものだと思う。以前からこういったシステムはあったのか。

地域振興財団：以前は駐車場の管理人が21時までおり、それ以降は警備会社に対応していた。警備会社の対応だとどうしても時間がかかってしまうので、このシステムを導入したことで対応がスムーズになった。

祁答院委員：利用料金は前払い制にはならないのか。

地域振興財団：以前は前払い制だったが、今は入庫してから24時間200円の後払い制にしている。通勤等で利用が集中する入庫の際にトラブルが起きるとその後の利用者にも影響が出てしまうので、入るときはスムーズにし、トラブルが起る可能性が高いのは帰るときにした方が利用者にとって利便性が高いだろうということでそのように変更した。

伊東委員：防犯カメラやセキュリティがしっかりしているので、不法にゲートを壊されること等がなくなったのではないかと思う。

地域振興財団：特に最近アシスト自転車が増えてきており、今後盗難の恐れも高まるので、防犯カメラは利用される方にも安心して使っていただくのに大事なものだと考えている。

櫻井会長：駅北口の自転車駐車場は入庫しづらいというクレームはあるか。

地域振興財団：ラック式の置き場は両サイドの距離が近いため、自転車の形状によっては入れられないことがあるという問題が発生している。

櫻井会長：だいぶ前から不便であるという声が上がっているが、予算はつかないのか。

土木課：ラックを改修するとなると駐車場の建て替えのときなどでないと難しいかと思う。最近の幅の広い自転車に対応するとなると小規模改修では難しいので、大規模改修を行う際に検討したい。

櫻井会長：所管課の指導のおかげか、自転車の整理状況がとても良い。どのようなことを行っているのか。

土木課：放置自転車禁止区域を設けているので、そういったところに止められないように指導業務委託を発注しており、管理人の方にも駐輪場内の整理整頓を随時やっていただいている。

櫻井会長：他に意見はあるか。なければ、四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場の指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

令和3年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申（案）

①四街道市温水プール

事務局：(資料説明)

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和3年度四街道市温水プールに係る指定管理者評価表」については原案のとおりと決定し答申する。

②四街道市都市公園

事務局：(資料説明)

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和3年度四街道市都市公園に係る指定管理者評価表」については原案のとおりと決定し答申する。

③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場

事務局：(資料説明)

櫻井会長：委員からの意見に、警備会社が対応しているのがよくわかるという旨があったので掲載してはどうか。

事務局：附帯意見として掲載するのであれば「管理者不在の場合の対応が評価できる。」といった記載にしてはどうか。

委員：(異議なし)

櫻井会長：他になければ「令和3年度四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場に係る指定管理者評価表」については原案に「管理者不在の場合の対応が評価できる。」を附帯意見として掲載したうえで答申する。

7 答申

(概略)

答申（案）をもとに答申を行った。

8 その他

(概略)

事務局より、資料が膨大であることについて委員より指摘があった旨を伝え、削減を提案。委員から意見を伺い、特に量の多い四街道市都市公園の資料について、次年度より以下のとおり変更することとした。

- ・資料に含まれる指定管理者からの事業報告書について、所管課での確認は原本で行うが、指定管理者選定評価委員会の評価資料においては、すべてのページを使用せず事務局で選別することとする。
- ・都市公園の資料が2冊ある中で、評価資料1、2については現状両方に同じ資料を添付したうえで、それぞれの評価で使用しない部分に斜線が引かれているが、評価資料2の合計のみ共通の資料とし、その他はそれぞれの施設の評価に係る部分のみ掲載とする。

9 閉会